

細胞製造コトづくり拠点規約

[細胞製造コトづくり講座]

第1条 細胞製造コトづくり講座の内容

細胞製造コトづくり講座では、細胞製造の考え方に関する共同セミナーの実施を通じて、細胞製造を介する新産業分野に資する人材の育成（ヒトづくり）を行う。

第2条 定義

本共同事業契約及びコトづくり講座規約において、次に掲げる用語は次の定義による。

- ① 大学等 以下に掲げる研究機関を個別に又は総称していう。
 - ア 国立大学法人，公立大学，私立大学等の学校法人
 - イ 国立研究機関，公設試験研究機関，独立行政法人等の公的研究機関
 - ウ 公益法人等の公的性質を有する機関であって甲が認めるもの
- ② 企業等 大学等以外の研究開発を行う事業者を個別に又は総称していう。
- ③ 発明等 発明，考案，意匠，著作物，ノウハウ，成果有体物，規格等を含む一切の技術的成果をいう。
- ④ 本成果 細胞製造コトづくり拠点（以下「本拠点」という）の活動から得られた発明等をいう。
- ⑤ ノウハウ 本成果のうち，甲及び乙ら（本拠点に参加した企業等を，乙を含め個別に又は総称していう）の協議により秘匿すべきものとして書面により特定された技術上又は営業上の情報をいう。
- ⑥ 成果有体物 本成果としての有体物である試薬，材料，試料（微生物株，細胞株，ウイルス株，植物新品種，核酸，タンパク質，脂質，新材料，土壌，岩石等），実験動物，試作品，モデル品，実験装置，各種情報を記録した電子記録媒体及び紙記録媒体等をいう。
- ⑦ 知的財産権 次に掲げるものをいう。
 - ア 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に定める特許権，実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に定める実用新案権，意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に定める意匠権，商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に定める商標権，半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に定める回路配置利用権，種苗法（平成10 年法律第83 号）に定める育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - イ 特許法に定める特許を受ける権利，実用新案法に定める実用新案登録を受ける権利，意匠法に定める意匠登録を受ける権利，商標法に定める商標登録出願により生じた権利，半導体集積回路の回路配置に関する法律に定める回路配置利用権の設定の登録を受ける権利，種苗法に定める品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利

利に相当する権利

ウ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に定めるプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム著作物等」という）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

- ⑧ 他の参加者 甲及び乙以外の本拠点に参加する大学等及び企業等を個別に又は総称していう。
- ⑨ 本データベース 本拠点の活動の過程で得られたデータ（他の参加者が提供したものを含む）により形成されるデータベースをいう。
- ⑩ 秘密情報 以下に掲げる情報を総称していう。
 - ア 本拠点の活動に際して甲又は乙らから開示された研究開発，技術，営業，その他経営に関わる一切の情報であって，秘密である旨の指定がされたもの
 - イ 本データベースに含まれる情報
- ⑪ 秘密情報開示者 秘密情報を開示した本拠点の参加者をいう。
- ⑫ 秘密情報受領者 秘密情報を開示された本拠点の参加者をいう。
- ⑬ 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 2 条第 1 項に定める個人情報をいう。
- ⑭ 本目的 個別の秘密情報，ノウハウ又は個人情報を使用される目的をいう。

第3条 研究経費により取得した設備等の帰属

- 1 乙が甲に支払った研究経費により甲が取得した設備等の所有権は，甲に帰属する。
- 2 乙は，乙が支出した研究経費により甲が取得した設備等が，他の参加者のために使用される場合があることを互いに認める。

第4条 研究経費により雇用された研究人員の利用

乙は，乙が支出した研究経費より人件費が支払われる甲の人員が，他の参加者のために稼働する場合があることを互いに認める。

第5条 データベースの利用

- 1 甲及び乙は，本データベースを，本趣旨のために利用することができるものとし，当該データの提供者はこれを認める。
- 2 甲は，本データベースの管理・運用等につき定める運用細則を，乙らとの協議を経た上で，本趣旨に従い制定・改正する。

第6条 権利義務の譲渡の禁止

甲及び乙は，事前の書面による相手方の承諾を受けることなく，本共同事業契約により生じた権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し，担保に供し，若しくは承継させ

てはならない。

第7条 共同事業の運営等

- 1 本共同事業における共同セミナーは、6カ月間あたり5回をめぐりとして開催される。
- 2 甲は、予め乙に通知することにより、本共同事業に事業協力者を参加させることができる。
- 3 甲が甲と雇用関係のない就学中の学部生、大学院生、研究生、研究員等（以下「学生等」という）を本共同事業に参加させる場合、甲の事業担当者は、当該学生等に本共同事業契約を遵守するよう、必要な教育・指導を行う。
- 4 細胞製造コトづくり講座に出席できる乙の事業担当者は、1共同セミナーあたり1名以下とする。
- 5 乙は、甲の求めに応じて本拠点の事務担当者を適宜選任し、甲を補助して本拠点の運営に当たらせる。
- 6 甲及び乙は、合理的理由がある場合、事業担当者を変更することができる。

第8条 事業の中止又は期間の延長

- 1 天災その他の不可抗力又はやむを得ない事由により事業の継続が困難となった場合、甲及び乙において協議の上、甲は本共同事業を中止することができる。
- 2 前項の場合を除き、甲又は乙から本共同事業の中止又は期間延長の申入れがあった場合において、甲が当該申入れの理由に合理性があると認めるときは、甲は本共同事業を中止し、又は期間を延長することができる。
- 3 前2項に従い本共同事業が中止された場合、甲及び乙はその責を負わない。

第9条 事業の中止に伴う事業経費の取扱い

本共同事業が中止された場合、甲は終了事由の如何を問わず乙から納入された事業経費を返還することを要しない。

第10条 情報交換

- 1 甲及び乙は、本共同事業に関して自己の有する情報・知識等を、本共同事業遂行に必要な範囲において相互に無償で提供又は開示する。但し、第三者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。
- 2 甲及び乙は、予め返還を条件に提供された資料を、本共同事業終了日後速やかに相手方に返還しなければならない。

第11条 秘密の保持

- 1 細胞製造コトづくり講座は、自由な議論の場とする。但し、細胞製造コトづくり講座に

において秘密情報が開示される場合（細胞製造コトづくり共同研究から秘密情報を開示される場合を含む）、甲及び乙は本条の定めに従う。

- 2 甲及び乙は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理し、秘密情報開示者の事前の書面による承諾を得ずに、これを第三者に開示・提供若しくは漏洩してはならず、又は本目的以外に使用してはならない。但し、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
 - ① 情報が開示された際、既に自己が保有していた情報
 - ② 情報が開示された際、既に公知となっている情報
 - ③ 情報が開示された後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - ④ 開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
 - ⑤ 正当な権原を有する第三者から適法に取得した情報
 - ⑥ 書面により事前に秘密情報開示者の同意を得た情報
- 3 前項の定めにかかわらず、秘密情報受領者は、次の各号に掲げる者（以下本項において「関係者」という）にのみ、合理的に必要な範囲で秘密情報を開示できる。この場合、当該秘密情報受領者は、当該関係者に対し、本共同事業契約において自己が負うのと同等の秘密保持義務及び目的外使用禁止義務を課すものとし、当該関係者がその所属を離れた後も含め、その履行につき一切の責任を負う。
 - ① 本拠点の活動のために秘密情報を知る必要のある最低限の役員、従業員、教員又は職員。
 - ② 自己又は自己と事業上一体関係にある親会社若しくは子会社（会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）第2 条所定の「親会社」及び「子会社」をいう）の役員。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、秘密情報受領者は、行政機関、司法当局又は証券取引所により法令又は規則等による開示の命令を受けた場合、必要な範囲に限り、当該機関等に秘密情報を開示できる。この場合、当該開示を行う当事者は、可能な限り事前に秘密情報開示者に対してその旨を通知し、事前に開示範囲の縮減等の可能性を検討するものとし、法令に基づく当局の捜査、調査、検査その他事前の通知が不可能なときは、当該要請を受けた後直ちにその旨を秘密情報開示者に通知し、可能な限り開示範囲の縮減等に努める。
- 5 本拠点より脱退した場合、秘密情報受領者は、秘密情報開示者から貸与、提供又は開示された秘密情報（複製物を含む）を、秘密情報開示者の指示に従い、速やかに返還又は廃棄（電磁的記録については復元不可能な形で消去）しなければならない。秘密情報開示者が要請した場合、秘密情報受領者は、当該返還・廃棄を証明する証明書を秘密情報開示者に発行しなければならない。

第12条 ノウハウの指定

- 1 甲及び乙は、本拠点の活動に伴い秘匿すべきノウハウが生じた場合、協議の上、速やか

に当該ノウハウを書面にて特定する。

- 2 甲及び乙は、前項により特定されたノウハウにつき、別途協議の上速やかに秘匿すべき期間等を決定し、その秘密を保持する。但し、指定後において必要がある場合、協議の上秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。
- 3 甲及び乙は、決定されたノウハウの秘匿期間中、相手方の同意なく当該ノウハウを第三者に開示・提供若しくは漏洩してはならず、又は本目的以外に使用してはならない。

第13条 知的財産権の帰属

- 1 本共同事業により創作され、本共同事業内で使用する教材等の著作権は、創作者に帰属する。教材等の著作権が乙に帰属する場合、乙は甲に対し、当該教材等の利用を許諾するとともに、甲に対し著作者人格権を行使しない。
- 2 甲及び乙は、自己に所属する者が本拠点の活動に伴い発明等を行った場合、速や相互に関連する契約当事者に書面により通知し、その取扱いにつき協議する。
- 3 前項の発明等に係る知的財産権の帰属は、以下のとおりとする。なお、第2号に該当する場合、当該知的財産権の持分は、甲又は乙の貢献度により、その都度協議して定める。
 - ① 甲又は乙のいずれか 1 つの契約当事者のみに所属する者がなしたもの 当該発明者が帰属する甲又は乙への単独帰属
 - ② 異なる契約当事者に所属する者が共同でなしたもの 当該発明者が帰属する契約当事者の共有
- 4 前項2号に関連する契約当事者は、当該知的財産権の帰属、取扱、出願費用の負担等につき協議した内容を、書面にて確認することを要する。
- 5 甲と乙が共同で知的財産権の出願をする場合、甲は前項の協議において出願費用を負担しないこととすることができる。

第14条 本成果の取扱い

- 1 甲及び乙は、第11条及び第12条で定める秘密保持の義務を遵守した上で、本成果を、自己が行う教育及び研究活動のため無償で使用することができる。
- 2 前項の規定は、甲の事業担当者がその所属を離れて他の非営利研究機関で教育及び研究活動を行う場合においても適用される。

第15条 本成果の公表

- 1 甲及び乙は、本共同事業契約終了後、本拠点の活動により得られた研究成果（以下「本研究成果」という）を、第11条及び第12条で定める秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表又は公開すること（以下「本研究成果の公表等」という）ができる。
- 2 本研究成果を公表すべき大学の社会的使命を踏まえ、甲は、他の関連する当事者（乙のみならず他の参加者を含む場合がある。以下本条において同じ）の同意を得た場合、前

項所定の公表の時期を早めることができる。

- 3 本研究成果の公表等を行おうとする者（以下「公表希望当事者」という）は、本研究成果の公表等の申請等を行おうとする日の 60 日前までに、公表等の内容を書面にて関連する当事者に通知しなければならない。公表希望当事者は、関連する当事者より求められた場合、公表等の内容が本拠点の活動の結果得られたものであることを明示しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた他の契約当事者は、公表希望当事者による本研究成果の公表等が自己の利益を害するおそれがあると判断した場合、当該通知受理後30 日以内に、公表等の内容の修正案を書面にて公表希望当事者に示し、当該通知者と公表希望当事者は誠実に協議する。この場合、公表希望当事者は、当該関連する当事者が出願を予定する知的財産権に関する事項等自己の利益が害されるおそれがあると当該関連する当事者が合理的に判断した部分については、当該関連する当事者の同意なくこれを公表してはならない。
- 5 本条で定める通知は、甲、乙及び他の参加者の事業代表者間の通知をもって足る。

第16条 個人情報の取扱い

- 1 甲及び乙は、他の参加者から開示された個人情報を、善良な管理者の注意義務をもって取り扱わなければならない。
- 2 甲及び乙は、前項に定める個人情報につき、次の行為を行ってはならない。
 - ① 第三者への預託，提供又は開示
 - ② 本目的以外の使用，複製又は改変等
- 3 甲及び乙は、他の参加者から開示された個人情報を、本共同事業契約の終了後、速やかに開示者に返還又は破棄（電磁的記録については、復元不能な形で消去）しなければならない。但し、開示者が別に指示した場合、その指示に従う。
- 4 甲及び乙は、開示者が要請した場合、前項所定の返還又は廃棄を証明する証明書を開示者に発行しなければならない。

第17条 反社会的勢力の排除

- 1 甲及び乙（法人の場合にあつては、その役員を含む）は、他の契約当事者に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと
 - ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本共同事業契約を締結する者でないこと
 - ③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

- ア 他の契約当事者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて他の契約当事者の業務を妨害し、又は他の契約当事者の信用を毀損する行為
- 2 甲又は乙が前項の表明保証に違反した場合、違反者以外の契約当事者は、何らの催告なしに本共同事業契約を解除することができる。
 - 3 甲又は乙は、前項により本共同事業契約を解除したことにより他の契約当事者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わない。

第18条 契約の解除

- 1 甲は、乙が事業経費を所定の納入期限までに納入せず、書面による催告後 15 日以内に納入されない場合、本共同事業契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、書面による催告後 15 日以内に是正されない場合、本共同事業契約を解除することができる。
 - ① 他の契約当事者が本共同事業契約の履行に関し、不正又は不当の行為をした場合
 - ② 他の契約当事者が本共同事業契約に違反した場合
- 3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要せずに本共同事業契約を解約することができる。
 - ① 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特定調停手続を申し立て又は申立を受けた場合
 - ② 銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合
 - ③ 仮差押命令を受け又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ④ 解散の決議をした場合
 - ⑤ その他前各号に準じる信用不安が発生した場合

第19条 事業成果の報告

甲及び乙は、本共同事業が完了した日の翌日から起算して 30 日以内に、事業成果報告書を作成しなければならない。

第20条 本拠点への参加・脱退

- 1 甲及び乙は、細胞製造コトづくり講座に係る共同事業契約又は細胞製造コトづくり共同研究に係る共同研究契約を締結することにより、本拠点に参加する。
- 2 甲及び乙は、前項に係る契約がすべて終了した場合（期間満了前に終了した場合を含む）を除き、本拠点から脱退することができない。
- 3 本拠点から脱退した当事者は、本拠点から脱退した後も、コトづくり講座規約が定める義務を負う。但し、第 11 条所定の秘密の保持に関する義務の存続期間は、脱退後最長 5 年間とし、秘密情報開示者及び脱退者は書面による協議をもって当該期間を短縮することができる。

できる。

第21条 コトづくり講座規約の改正

コトづくり講座規約を改正する必要がある場合、甲及び乙との協議を経た上で、甲が本趣旨に従い改正し、乙に通知する。

第22条 企業等の追加参加

甲及び乙は、本共同事業契約締結以降、甲が他の企業等と本共同事業契約と同旨の契約を締結し、本拠点に参加する企業等が増加することが予定されていることを確認し、容認する。

第23条 本共同事業契約とコトづくり講座規約の規定内容の抵触

本共同事業契約とコトづくり講座規約において規定内容の抵触が認められる場合、コトづくり講座規約の規定内容が優先される。

第24条 準拠法及び専属管轄

- 1 本共同事業契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈される。
- 2 本共同事業契約又はその条項に関連し当事者間での相違、紛争が発生した場合、各当事者は信義誠実の原則に従い、相互の協議によりこれを解決する。
- 3 本共同事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上